

# 自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.58 (2025.7.18)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>



「自由と人権」HP

## 目次

- ① 井上光晴「プラハの朝」・【付記】 P1~2
- ② 東大和市文書管理規則第2条8号の問題点 P2~6
- ③ FBより その1、主体性について P6~8
- ④ その2、ラサール石井の参議院選出馬に思う P8
- ⑤ 案内・後記 P8

ご自由にお持ちください



## プラハの朝

井上光晴

プラハの朝は生臭く濁っている  
みんな口をつぐんでしまった広場に  
きこえるものはただ

捕えられた同志たちの靴音だけ  
おお、ドブチエク、ドブチエク

社会主義の国から敵がやってきた  
共産党員が共産党員を逮捕した  
レーニンが生きていたら何というだろうか  
プラハに雨が降ると

侵略者のキャタピラがくつきりと浮かび上がる  
おお、ドブチエク、ドブチエク

社会主義の国から敵がやってきた  
青ざめた赤軍の兵士たちよ

君らは何を奪おうというのか  
人間の顔か、それともレーヌのついた寝巻きか  
おお、ドブチエク、ドブチエク

モスクワの男たちが手錠を下げてきた

名誉を回復した墓地は荒らされ  
釈放された同志にはもう一度手錠がかけられた  
自殺した同志にも容赦はない

横たわった石には昨日削ったばかりの黒い烙印が押され  
長い塀は一層長くなった  
おおドブチエク、ドブチエク

モスクワの男たちはバッジも持ってきた

お前は中央委員、お前は署長  
そしてお前は三人密告したので  
運営委員会の書記だ

おお、ドブチエク、ドブチエク

## 【付記】

「ブラハの春」は 1968 年のソ連軍侵攻により潰された。韓国の全斗煥<sup>パク・チョンヒ</sup>軍事政権に反対する光州での民主化勢力の蜂起は、1980 年、鎮圧を名目とした軍隊・機動隊の暴力行為や一斉射撃などにより、多数の市民が殺傷され逮捕された。1989 年 6 月 4 日天安門では、民主化を求める市民の声が中国人民軍の武力攻撃で鎮圧された。民主的に選出されたアウンサンスーチー氏を筆頭とする NLD（国民民主連盟）政権は、2021 年、国軍による軍事クーデターにより壊滅させられ、これに反対する人民多数が殺傷された。

社会主義であれ、資本主義であれ、自由と人権を暴力で抑圧することは許されない。

昨年 12 月、韓国の尹大統領<sup>ユン</sup>による戒厳令<sup>チョン・ドッファン</sup>宣布は、朴正熙や全斗煥による過去数回の戒厳令とは異なった展開を見せた。自覚的な市民・代議士による非暴力直接行動で適切な対応により、軍隊の暴力的な弾圧を許さなかった。軍隊自身が抑制的であったことも見逃せない。わたしたちはこの事実から多くを学びとる必要があろう。

自由と人権を踏みしめる戒厳令などないに越したことはないが、憲法に非常事態条項を設けようとする政党もあり、警戒は緩められない。



## 音声データ消去事件 第4弾

## 東大和市文書管理規則第 2 条 8 号の問題点

### はじめに

これまで何度か「音声データ消去事件」について書いてきた。これで何回目になるのか改めて調べてみた。

N0.54「音声データは公文書か」、N0.56「なぜ音声データにこだわるのか」、N0.57「音声データ消去事件・裁判報告とこれまでのまとめ」と、合計 3 回は「自由と人権通信」に載せていた。

そのたびに分かりにくい、切迫性がないとの感想・批判を受けることもあった。それでもぼく自身にとっては、かなり分かりやすく、切迫性のあるものだったし、今もそうであることに変わりはない。

そんな感想・批判を承知のうえで、ここに「第 4 弾」として表題の文書をしたためました。我慢してでも読んでいただくと幸いです。

### 1、東大和市の情報公開の現状

市民・国民にとって、地方自治体・国の行政施策は、日々の生活からいのちに関することまで重大な関りを持っている。その自治体や国の行政施策の内容を、わたしたちは主に報道機関が伝える情報に頼っている。しかし直接自治体の議会や国会の論戦を傍聴することで、それを得ることもできる。また、行政サイドから直接得る方法もある。それが情報公開請求であり、その根拠となるものが情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）である。情報公開法が開示の対象とする「行政文書」（一般的には「公文書」とも言われ、ほぼ同じ内容を指す）は、第 2 条 2 項で以下のように定められている。

行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（中略）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。（「中略」は引用者。但し書きとして、これとは別に 3 点例外事項があげられているが省略した。）

つまり、職員が組織的に作成・取得・使用する文書が公文書といえる。そしてその前提として、当該文書を「保有」（保存）していることが必要となる。なぜなら「無い袖は振れない」からである。（このことについては事項以降で詳しく述べる）。

情報公開法は国レベルのものであるが、同法第 25 条で地方公共団体にも情報公開の施策を求めている。各地方自治体ではこれに準じて情報公開条例が定められている。東大和市の情報公開請求の根拠となるものは「東大和市情報公開条例」である。公開の対象となる「行政文書」は情報公開法の規定とほぼ同じといってよい（同条例第 2 条 2 号）。

情報の手続は簡単である。担当窓口（東大和市では総務部総務課）に行き、公開請求したい内容を示し、手続書類に必要事項を記入して提出する。行政は原則 2 週間内に公開しなければならない（同条例 12 条 1 項）。すぐに公開できそうなものでも短期間で公開される事はほとんどなく、実質的に 2 週間は待たされる。

通常は電話で、公開決定通知書が出たという連絡が総務課から請求者にあるので、担当部課に出かけることになる。閲覧・視聴だけなら費用はかからない（同条例第16条1項）。写しを取る場合はコピー代10円/1枚がかかる（同条2項）。生活保護費受給者は無料である（同条3項）。

ただし全面公開となる事はまれである。文書不存在を理由に非公開となったり、個人情報に関わる事項であることを理由に部分公開となったりする例も少なくはない。これに対し不服がある場合は、審査庁（市役所）に審査請求をすることができる（第18条の2）。ちなみに、このことに関して行政不服審査請求はできない（第18条）。さらに審査庁の決定に不服がある場合は、裁判所に提訴することができる。

ただしこれらのことは本件とは直接的に関係しないので、詳細は割愛する。

## 2、情報公開法と公文書管理法

2020年の菅元首相による日本学術会議会員6名の任命拒否に対して、当該の学者や弁護士らが任命拒否に至る行政文書の開示を求めたものや、2022年の安倍元首相の国葬実施に対して、独立系メディア「Tansa」が、行政内で行われた協議内容を記録した文書の開示請求をしたものなど、それらの根拠となる法律が情報公開法である。いずれも開示内容を不服として提訴されている。任命拒否問題では、立憲民主党の小西洋之参院議員が、首相が任命拒否できるという法解釈の検討経緯がわかる行政文書の開示を国に求めた訴訟の判決で、本年5月16日、東京地裁が文書不開示を違法としたことは記憶に新しい。

このように、情報公開法は市民・国民にとって行政情報の公開を求める時の強力な「武器」となるが、公開されるべき公文書が適正に保存されていなければ、これを実質的に確保することは困難となる。そのために、公文書の管理を定めた公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）がある。同法の定める「行政文書」の規定（第2条4項）は、情報公開法のそれと、但し書きまで含めてほぼ同じである。「行政文書」に関する規定がともに同じなのは、両法令が車の両輪として、市民・国民に対し民主的な行政運営を担保していることがひとつの理由でもあろう。

このことは、地方自治体においても同様である。公文書管理法は、地方公共団体に対し文書管理に関する施策を求めている（同法第34条）。これも情報公開法と同様である。これを受けて東大和市では「東大和市文書管理規則」を定めている。ところが東大和市においては、「両輪」の一方が歪み、齟齬をきたしている。すなわち、（情報公開条例は情報公開法の目的にかなっているが）文書管理規則が公文書管理法の目的と一致しているとは必ずしも言えないのである。

## 3、東大和市文書管理規則の問題点

同市の文書管理規則における公文書の規定は、第2条1号及び2号において、「文書」並びに「電磁的記録」に定められている。文書と電磁的記録については、1号と2号でそれぞれ次のように定められている。

（1号）「職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びフィルムであって、職員が組織的に用いるもの」

（2号）「職務上作成し、又は取得した電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、職員が組織的に用いるもの」

つまり、「職務上作成、取得し、組織的に用いる文書・電磁的記録」が保存すべき公文書であると言っているのである。ここまででは上記の法令・条例に倣っている。しかし、東大和市の文書管理規則第2条には続きがある。同規則第2条は、この規則で用いられる言葉の定義について示したものであるのだから、他の言葉についてつらつらと述べられていること自体は問題ではない。しかしその中に「資料文書等」（8号）と「秘密文書」（9号）があり、両者については次のように書かれている。

（8）資料文書等 起案文書及び供覧文書以外の文書又は常時使用する必要のない電磁的記録で、第35条第1

### 学術会議候補の任命拒否 政府解釈文書開示命令 東京地裁判決

日本学術会議が推薦した会員候補の任命を、菅義偉首相（当時）が拒否した問題をめぐり、「首相が任命拒否できる」との政府解釈ができる過程を示す文書の全面開示を求めた訴訟の判決が16日、東京地裁であった。篠田賢治裁判長は「首相の任命権を考えるに当たって有用な文書で公益性は極めて大きい」として国に全面開示を命じた。

菅首相は2020年10月、学術会議が推薦した会員候補105人のうち6人の任命を拒否した。野党は、「推薦された候補者をそのまま任命する」という1983年の政府見解をふまえて、「法解釈を変えたのか」と国会で追及。小西洋之参院議員が法解釈の検討経緯がわかる文書の全面開示を求めている。

判決は、国の現在の法解釈は、83年に示された考え方と異なると指摘。現在の法解釈の正当性を考えるには検討過程の情報も重要で、それが公開されても混乱が生じるおそれもないとして、全面開示を命じた。

判決後に会見した小西氏は「黒塗り部分が開示されれば、いかに理屈が曲がっていったかがわかるはずだ」と話した。（森山裕介）

項又は第 2 項の規定による保存期間を定める必要がないものをいう。

- (9) 秘密文書 法令等の規定により秘密扱いとされている文書等及び事案の性質上秘密を要すると認められる文書等をいう。(下線は引用者)

「資料文書等」は保存期間を定めないもの、「秘密文書」は公開しないものであり、その定義も著しくあいまいである。したがって「資料文書等」とされた情報は、期間を定めた保存がなされず、開示請求をしても「文書不存在」となる。「秘密文書」とされた情報は、その名のとおり、開示の対象とはならない。地方自治体の文書管理規則に、「秘密文書」などという規定がほんとうに必要なか、一度きちんと見直しする必要がある。

なお、「資料文書等」という規定は、2015 年 4 月 1 日の規則改定により新たに設けられたものである。

#### 4、「資料文書等」存在の特異性

公文書管理法にはこのような規定はない。近隣他市（東大和市を除く 6 市）の状況を調べたが、文書管理関係法令にはこのような規定はほとんど見られない（「秘密文書」という規定は小金井市だけにある）。とりわけ「資料文書等」という規定は近隣他市には存在しない（下の表参照）。この点で見ても東大和市の文書管理規則はかなり特異であると言える（このうち、東村山市と小平市の例を証拠として裁判所に提出した）。

このような定めを設けるにあたっては、それなりの理由があったのかもしれない。情報の管理が煩雑になるとか、情報そのものの量が膨大になるとかの理由が考えられなくもない。しかしそのような理由からであろうとも、結果的に情報公開法の目的、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」

（同法第 1 条）に反することは明らかであり、結果的に情報公開の効果を骨抜きにするものに他ならない。

| 文書管理における文書規定の実情 |       |              |                                       |         |                                          |
|-----------------|-------|--------------|---------------------------------------|---------|------------------------------------------|
| NO.             | 市区町村名 | 法令の名称        | 文書規定                                  | 電磁的記録   | その他例外規定                                  |
| 1               | 東大和市  | 文書管理規則       | 2条1号の規定で、文書・図画・写真及びフィルムがある            | 2条2号の規定 | 2条8号に資料文書等（保存期間を定める必要がないもの）・2条9号に秘密文書がある |
| 2               | 小平市   | 文書等の管理に関する条例 | 2条2号の「公文書」規定に文書・図画・電磁的記録がある           |         | 同条2号の「公文書」既定に「当該実施機関が保有しているもの」がある        |
| 3               | 東村山市  | 文書管理規程       | 2条1号の「文書」の規定に文書・図画・電磁的記録がある           |         |                                          |
| 4               | 武蔵村山市 | 文書管理規程       | 2条1号の「文書」の規定に文書・図画・写真・フィルム及び電磁的記録がある  |         |                                          |
| 5               | 小金井市  | 文書管理規程       | 2条1号の「文書等」の規定に文書・図画・写真・フィルム及び電磁的記録がある |         | 16条に「秘密文書」の規定あり                          |
| 6               | 国分寺市  | 文書管理規則       | 2条3号の「文書等」の規定に文書・図画及び電磁的記録がある         |         |                                          |
| 7               | 立川市   | 文書規程         | 2条1号の「文書」の規定に文書・図画・写真・フィルム及び電磁的記録がある  |         |                                          |

#### 5、音声データ消去事件との関連

「音声データ消去事件」として東京地裁立川支部で争われている訴訟も上記のことと強く関連している。

原告（わたしです）は以下のように主張している。「令和 6 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審査会」における口頭意見陳述の内容を録音した音声データは、東大和市文書管理規則第 2 条 2 号の「電磁的記録」にあたり、本来期間を定めて保存すべきものである。これが記録文書作成後ただちに消去されたことは公文書毀損にあたり、原告の権利、利益を損ない、精神的、物理的損害を与えたものであり、被告東大和市は原告の損害に対し賠償すべき責務がある。

一方、被告東大和市は次のような反論をしている。本件音声データは同規則第 2 条 8 号の「資料文書等」であり、不要になった段階でこれを消去することは違法ではない。したがって原告には慰謝すべき損害はない。

先にも示したが、「資料等文書」の規定は、あいまいで、問題の多い内容である。「期間を定めて保存すべき文書を起案文書及び供覧文書以外の文書」と絞ってしまえば、他のすべての文書はいつ廃棄されてもおかしくはなく、



開示請求が出されたとしても「当該文書不存在」を理由に開示がなされないことになる。これでは情報公開法の目的は達せられない。「常時使用する必要のない電磁的記録」も同様であり、まさに本件音声データがこれに相当する。

とはいえ現行の東大和市文書管理規則に従えば、「資料等文書」に保存期間を定める必要はなく、これを廃棄したとしても違法ではない（ただし、同規則では「保存期間を定める必要がない」といっているだけであって、「廃棄しなければならない」としているわけではないことに注意が必要である）。問題は音声データが「資料等文書」にあたるか否かということである。同規則は、音声データが「資料等文書」であると具体的に指摘しているわけではない。

口頭意見陳述を記録した音声データが「常時使用する必要のない電磁的記録」か、否かということも問題になってこよう。文書による記録をしてしまえば不要になるとは言うものの、状況によっては「検証」する必要が出てくることがある。本件の場合にはまさにこれにあたる。それほどまでに「資料等文書」の規定はあいまいなのである。

被告東大和市は、本件音声データが「資料等文書」にあたる根拠として、「文書事務の手引」（令和3年4月改定／東大和市）を証拠として提出した。その中にある『資料等文書』について」という項に「会議や説明会等の記録作成を目的とした録音物（カセットテープ、音声データ）」が「一般的に」「該当すると考えられます。」とある。

一見すると、音声データが「資料文書等」であることの根拠のように思えるが、2つの点で誤りがある。

そもそもこの「文書事務の手引」は法的根拠に基づくものではない。これは文書事務に関する取扱い基準を東大和市職員に徹底させるために、東大和市自身が作成したものである。みずからの作成した文書をみずからの主張の根拠にすることは、「我田引水」というべきである。

もう一つは、『資料等文書』について」と題する文書が本文・目次の中にあるものではなく、「参考資料」として示されている一覧の中のひとつに過ぎないということである。しかも他の文書類はその出典が示されているのに対し、本文書には出典も筆者も書かれていない。このことは証拠としての信頼性に欠けるばかりでなく、二次的な資料としても価値の無いものである。

すなわち、会議等を録音した音声データが「資料文書等」であると言い切れるだけの根拠は存在していないのである。原告はこれを公文書であると主張しているわけだが、実務的には解釈の問題となるであろう。その場合、時代・社会の趨勢ということも視野に入れる必要がある。

音声データが公文書にあるか否かとは別に、少なくとも、東大和市文書管理規則第2条8号・9号は見直される必要があると強調しておく必要がある。

## 6、まとめ

東大和市公文書管理規則第2条8号、及び9号の規定は、適正な行政運営のためには削除されるべきものである。それがにわかに実現できないならば、少なくとも「音声データ」は同規則2条2号の「電磁的記録」として、一定の期限を定め保存すべきものとしなければならない。これは現行法の下でも直ちに可能であり、即刻行われなければならない。国も音声データが公文書であると認め、数々の裁判の判決でも「公文書」としての位置づけを認定している。音声データが公文書であるとの認識は、すでに確立されたものとなりつつある。保存さえしていれば、後日の検証も可能となり、情報公開の趣旨にも耐えうるものとなる。

森友学園問題において、財務省による公文書改ざん、破棄などが見られた。そのようなことを再発させないためにも公文書管理法の徹底は重要である。公文書が適正に管理されていればこそ、情報公開の趣旨も活かされる。市民・国民にとって、両法令が車の両輪として機能することにより、「行政が適正かつ効率的に運営されるように」（公文書管理法第1条）なり、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」（情報公開法第1条）が可能となる。

車の両輪のどちらか一方が歪んでいると、行政そのものも誤った道に進んでしまうのである。

## 追記

「自由と人権通信 NO.57」でご紹介した地裁裁判長のトンデモ発言に対し、上申書を7月2日に提出しました。

「まともな」弁護士なら、判決前に裁判長の心証を悪くするこんな上申書を提出することはないはずです。そこはシロートの怖いもの知らず、裁判所に過大な期待を抱いてはいませんから、負けて元々の気分です。

以下に上申書の本文のみ掲載します。参考までにお読みいただけるとありがたいです。

本裁判は、6月28日の第3回口頭弁論をもって結審となり、8月26日の判決言い渡しで裁判長から告げられました。その際、裁判長から「（裁判所に）来る必要はありません」「判決文は送ります」、とのことが伝えられました。

原告はこれを聞いて、いささか奇異な感じがしました。日本国憲法第 82 条 1 項には、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」とあります。釈迦に説法ですが、裁判の公開原則であり、国民の権利です。

被告・原告等の当事者に比して、裁判長は法廷では絶大な権限を持っています。その裁判長からこのように言われたとき、一般人である当事者・傍聴人を含む関係者、とりわけ本人訴訟当事者が、「法廷に来て裁判長から判決を聞くことはできないのだ」と受け止めてしまっても、これを責められるでしょうか。

もとより、裁判長に憲法第 82 条 1 項を侵害する意図があろうとは考えていません。裁判長は通常の裁判（原告・被告ともに代理人を立て、判決言渡しには当事者不在）における判決言渡しを想定され、そのように言われたのだらうと推測します。これは民事訴訟法第 250 条、及び 251 条 2 項によるものであることも理解しています。原告はそうに理解し、了解したとはいうものの、人によっては、上記のように受け止めてしまうことがないとは言えません。

実は、原告は以前にも判決言渡しにおいて不快な思いをしたことがあります。自身の訴訟の判決言渡しになされた後、そのまま続けて次の訴訟の判決言渡しが行われ、（原告はまだ法廷内にいたため）何がどうなっているのか訳が分からず戸惑っていると、書記官から早く退出するように指示されたのです。

裁判とは、原告にとって他のあらゆる手段を尽くしても解決しないため、司法にその判断を委ねるものです。その判決言渡しにおいて、まるで流れ作業のように扱われることは、判決の内容もさることながら、いかにも耐え難い屈辱です。原告が判決言渡しに出廷したいという思いの背景には、そのようなこともあります。

すでにご承知のとおり、原告は代理人を立てず「本人訴訟」でこの裁判に取り組んできました。それゆえ、判決の際には裁判長自身から発せられる言葉で、たとえ主文だけであろうとも、直接お聞きしたいと考えています（もちろん、体調等の事情により出廷できないこともあり得ます。その場合は書記官に連絡します）。この裁判に関心を持ち、傍聴に来てくださった方々もそうに考えておられることと、原告は確信しています。

原告は、憲法第 82 条 1 項、及び民事訴訟法第 250 条に従い、判決言渡しに出廷することをお伝えします。



以下の文章は FB（フェイスブック）に掲載した短文に大幅に加筆・修正したものである。  
なお、FB に掲載した原文は右の QR コードで参照できる。



## その 1、主体性について

東京新聞の昨日（2025.7.2）のコラムである。佐藤直子さんの論旨は明快だ。日の丸・君が代を強制することには反対であり、強制は思想・良心の自由の侵害になる。そのためにも憲法教育は教職課程に必須だという佐藤さんの主張はもっともである。

### 視点 私はこう見る

佐藤 直子



2025.7.2

#### 教職課程の憲法

## 今こそ人権学ぶ土台を

教員免許取得のための大学の教職課程で、「憲法」など必修の一般教育科目を廃止しようという意見が今春、中央教育審議会でも出たとき、思い出したことがある。なぜ私は音楽の教員にならなかったのかという、苦い記憶だ。

1980年代から90年代、教員養成系大学で音楽を学んだ私は卒業後、中学高校の音楽教員になるつもりでいたが、教員採用試験の日、ある場面を想像して不安になった。学校行事で「日の丸」の前に、私が「君が代」斉唱のピアノ伴奏をする姿だ。

日の丸や君が代に特別な意見は持っていなかったが、歴史的経緯から反対意見があるのは知っていた。日の丸は戦前、軍国主義の象徴として、侵略戦争の正当化に利用され、君が代は天皇崇拝の歌として解釈されてきた。

掲揚や斉唱は思想・良心や教育の自由を侵しかねない。教員になれば君が代伴奏は避けられないだろう。私には無理だと思った。

1999年、日の丸・君が代が日本の国旗国歌として法律で定められ、卒業式などで日の丸君が代を起立斉唱で行うことが推進された。不安は現実になった。東京では2003年の通達の後、大阪では11年の条例制定後に、職務命令に従わない教職員が大量に懲戒処分を受ける事態となった。

人事や給与にも響く、権力者による人権侵害と教育への介入。私の不安の正体はこれだった。教員の道を選ばなかったのは、自由を奪われたくなかったからだ。

懲戒処分取り消しを求めた教員らの裁判は、憲法が保障する人権を取り戻す闘いだ。最高裁は原告の訴えを一部認め、職務命令は違憲ではないとしつつ、「思想・良心の自由」を侵す可能性を辛うじて指摘した。

憲法は26条で教育を受ける権利を、99条で公務員としての憲法尊重擁護義務を定める。だが権力者はときに牙をむいて教育に介入しようとする。教員は子どもたちや自らの人権を守るために、憲法を学んでおく必要がある。教職課程に憲法は必修であるべきだ。

この30年、教育現場は締め付けられて疲弊した。私が教員にならなかったからそれでよかったとは言えない。教員になった友だちに聞いてみたい。一緒に学んだ憲法を思う日はあったのかな、と。

09年から10年続いた教員免許更新制も、数ある国家資格の中でなぜ教員だけに導入されたのか。長時間労働が問題になりながら、なぜ残業代ではなく、給与上乗せの調整額支給で済まされるのか。

憲法科目の削減案は教員不足解消のため、教職課程の負担を軽くして免許取得者を増やすのが狙いだ。だがどんなに取得者を増やしても、国が予算を増やして学校を魅力的な職場にしない限り、教員のなり手は増えない。

いじめや性教育、LGBTQ（性的少数者）など学校は人権をめぐって課題ばかり。今、憲法を学ばなくてもいいと言っ人は、教員に人権について考えさせたくないのかと疑ってしまう。（論説委員）

ただし違和感がないでもない。「日の丸や君が代に特別な意見は持っていなかった」というくだりである。佐藤さんが教員を志した当時の正直な表白ではあろう。日の丸・君が代に反対意見があるのは知っていた。だから自由を侵害する強制に抵抗があり、教職の道を選ばなかった、と言いたいらしい。

これでは佐藤さんの主体はどこにあるのか。このことは「子どもの人権を守るために日の丸・君が代の強制に反対する」という思考回路と似ている。そのような考えを疑るわけでもなく、否定するつもりもない。ただし、そこに「自分はともかく」という前提が隠されているならば、それは違うだろうと言いたい。

自由や権利というものは、クラゲのようにそれ自体で浮遊しているものではなく、「〇〇の自由」「〇〇の権利」として、対象となるものが必ずある。その対象を固定化するものが個人の主体であると思っている。主体性をわきに置いて、「子どものために」とか「自由のために」とか言い募ることに、ぼくが強い懷疑を抱くのはそのような理由からである。

実は、ぼくは東京都で石原慎太郎都政が行った 10.23 通達による被処分者である。「10.23 通達」とは、都立学校の教職員に対し、入学式・卒業式での「日の丸・君が代」の実施を、これに従わないならば処分するとして強制するものであった。それでも通達発出当初は、全都的に見ればこれに従わなかった教職員も多く（とはいえ職場単位で見れば、少数ではあったが）、多数の処分者を出した。

それまでは一部管理職のみが、アリバイ的に旗を会場に持ち込み、うたを歌っているに過ぎなかった。組合はこれに反対し、旗の持ち込みを阻止する行動にすら及んだ。式当日は、ほとんどすべての教職員は不起立、非斉唱でこれに臨んでいた。それが「当たり前」であり、管理職の行いに従う者は見られなかった。ぼくもその「当たり前」に従っていた。

ところが 10.23 通達が出たとたんに風景は一変した。式典では、組合員も含め（というより、当時はほぼ全ての職員が組合員であった）、一同が起立したのである。ぼくのように融通の利かないものは、ひとり取り残されるように座り続けるしかなかった。

立たなかったとしても殺されるわけでもなければ、逮捕されるわけでもない。1 回だけなら文書訓告だけで経済的、直接的な不利益は被らない。2 回目以降は戒告となり、期間を区切った若干の減給はあるが、それだって、逮捕などと比べるならば、たいしたことではない。……にもかかわらず、である。

それまでの日の丸・君が代にたいする抵抗は何だったのか。みんなが座っていたから自分も座っていただけだったのか。ひとり一人の考え方や、感情・思いはなかったのか。つまり、主体性はなかったのかと問いたかった。おそらくそうなのだろう。だからみんなが「立つ」となれば、自分もそれに倣う、そういうことなのだ。

分らないわけではない。つまり通達以前の対応、「不起立で臨む」は「押し付けに対する抵抗」でもなければ、「日の丸・君が代に対する反対」でもなかったのだ。みんなの振る舞いを真似ていただけだったのだと考えれば、納得はできないが理解はできる。

「同調圧力」などによく言われる。多数の起立を無言の圧力として感じ、全体の行動に従った者もいるかもしれない。しかし、そのような者がいたとしても少数であろう（もし仮にこれが多数であったならば、その後の流れ（不起立者が漸次縮小していったこと）は変わっただろう）。ほとんどの者は何も考えず、ただただ流れに身を任せていただけだったろう。そこには主体性のかけらも無い。

立った者たちの中には、日ごろから仲良くしていた人や信頼していたような人もいた。これが何よりショックだった。組合員の中には、式典当日ではなく、予行の時に管理職に向かって「抗議します」などとアリバイ的に発言する者もいたが、当日はしっかり「立って」いた。彼は「不言実行」という言葉を知らなかったらしい。

正直に言おう。ぼくも日の丸に向かって立ったことがある。学校ではない。地域の運動会にマンション管理組合の一員として参加した時である。学校のように、従わなければ処分されるという状況では決してなかった。

それまで「起立台」（「式台」？）に向かって整列していた一同が、「国旗掲揚」の合図とともに、右手にある旗掲揚塔に対し体の向きを 90 度回転させたのである。とっさのことにぼくもそれに従ってしまった。わずかに体を左にひねったが、後の祭り。それでも全体の動きの中では目立ってはいたろう。まして座り込むことなど思いつきもしなかった。続く「国歌斉唱」の掛け声（だったかどうかははっきりとは覚えていないのだが）、さすがにそれには従わず、口を一文字に閉じたまま、一同とはわずかに「左傾化」して立ち続けた。

この事がいまでも苦い思い出として心に染みついている。だから、「立ってしまう」者の気持ちもわからないではない。しかし、そんな自分を許すことはできないし、「立ってしまう」ことを認めるわけにはいかないのだ。

それ以前にもでは学校では立たなかったが、以降どこでも、旗・歌に対しては不起立・非斉唱を心掛けている。



【付記】本来であれば、なぜそれほどまでに日の丸・君が代にこだわるのかを書かねばならないところだが、長くなりそうなので今回はこれにて「筆を置く」。

## その2、ラサール石井の参議院選出馬に思う

ラサール石井が社民党から立候補するという。既存の知名度を利用した立候補要請が政党の方からあったのだろうと思いながら、その立候補記者会見（6月30日）の録画を見た。タレントのそれとしては誠実で真面目な印象を受けた。

ギリギリの出馬表明に至ったのは、それまで自身が関わってきたお芝居の千秋楽がすんだからであると断ったうえで、次のように語った。タレント時代の「政治的な」意見表明によって、芸能活動から「干されて」きた。スポンサーが嫌がることまでは仕方ないが、それ以外の場でも「ラサールは使うなと上から言われている」との理由で、取材や協力を拒否されたとのこと。しかしその一方で、同じ政治的な発言であっても、政権を擁護している人にはそんなことはない。一時は落ち込んで、おとなしくしていようと思わなかったわけではないが、もう黙っているのはやめた。そして政治的に発言することを一つの仕事として選んだ、と述べていた。

確かにそのようなことはあるだろうと想像はつく。そして一念発起して政治の世界に身を置くことも（当選すればだが、）選択としてはあり得る。しかし、それでいいのかということになると、ぼくはいささか考えを異にする。

松本ヒロ、今ではあまり見かけなくなった「ウーマンラッシュアワー」とか、「レオナルド熊」のように、社会批評を続けながら芸能界に身を置くことこそ、とるべき道ではなかったらと思うのである。ぼくならそうする。このような選択肢も検討したとラサールは言う。だが、本人は政治家への道を選んだということだ。

それらのことはともかくとして、ぼくが何よりも共感したのは、存亡の危機にあると言われる社民党から立候補したことだ。ラサール自身も述べていたが、議員になる事だけを目指すのであれば、自民党、野党であれば立憲民主党あたりから出た方が確実である。今は自民党参議院議員、生稲晃子参議院議員や、今回の参議院選に立候補した鈴木大地などはその手合いであり、政党も知名度を利用し議席を確保しようというわけだ。

ラサールは、自分の日ごろの言動からは自民党という選択肢はあり得ないと言う。自分が野党だと思えるのは3つしかないと考えていて、そのひとつである社民党から声をかけられたことがきっかけであると述べていた。口にはこそこしなかったが、その3つとは社民・共産・「れいわ」だろう。その中でも最も崖っ縁にあるのが社民であり、最少政党といえるだろう。

しかしぼくに言わせれば、だからこそよかった。昔の社会党や今の立憲民主党では話にならない。基本的な政治姿勢では原則を曲げず、それでいて可変性もある。少数政党であるからこそ可能であることかもしれない。その意味でラサールの選択は間違っていないと思う。社民党にもラサールにもその姿勢を貫きつつ、反転攻勢が実現するよう願っている。

### サンホセの会 8月定例会

【日時】8月10日（日）

午後1時30分～3時30分

【場所】中央公民館203学習室

※いつもの部屋と異なります。ご注意ください

【テーマ】詳しくは追って連絡します。

※オンライン参加希望の方は8月8日（金）までに。

### 音声データ消去事件件東京地裁 大野博隆裁判長 判決言渡し

【日時】2025年8月26日（火）午後1時10分

【場所】東京地裁立川支部 408号法廷

【集合】4階法廷控室午後1時

【最寄駅】多摩都市モノレール高松駅下車徒歩5分

【後記】参議院選の投票日が間近に迫っているが、正直言ってあまり期待はしていない。トンデモ政党が登場したり、それがなぜか注目されてもいる。大軍拡や原発回帰の是非こそ、いまは争点にすべき時だ。わたしたちと、明日を担う子どもたちの、命の問題として。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。